

「宗教活動の自由とその限界」

討論(質疑・応答)の部

司会者 桐ヶ谷(創価大学) はじめに、各報告者に対して寄せられている質問について報告者の方から簡潔に
お答えしていただき、その後、時間の許す限り、できれば報告者相互間も含め、ディスカッションを行ないたいと
思います。まず、平野会員に対し寄せられている質問から始めたいと思います。愛知学院大学の原田保会員からで
ございます。

解答者 平野(龍谷大学) 私は問題提起をしただけです、質問がでるとは思わなかったんですが、簡単に
答えさせて頂きます。質問者から読んでいただいてもいいんですが、時間の関係上、こちらの方で簡単に要約させ
ていただきますのでお許し下さい。愛知学院の原田先生からは、加持・祈禱致死事件判決でどのような意味で出発
点であると位置付けられているのか説明してほしいということでもあります。憲法の最高法規制の無知といったよう
な問題点があり、同旨事案に対する戦前の判例が過失致死罪としていたこととの関係も未解決である、と。それか
ら、同事件の一審がオカルト信仰自体を刑法による抑止の対象としていることも問題だ、と。そういう意味で、こ
の問題を出発点とするのは問題があるのだと、こういう指摘であります。私自身、出発点という言い方をたしか
にした訳ではありませんが、全面的に良しとして、是として言ったわけでももちろんない訳で言葉が足らなかつたかも
知れません。この判決は、確かに刑法上の問題は別にしましても憲法論レベルとしても問題があります。すなわち、
公共の福祉によるというような形での制約を認めている訳ではありますが、その内容については説明されておりませ

んし、むしろ他者の生命や身体に対する直接的な危害ということではとらえればよかつたのではないかと思います。それから、著しく反社会的な行為という言葉を使って、その場合には、信教の自由の範囲外にあるんだ、こういう言い方をしてはいるわけですが、著しく反社会的なことの内容については説明していないわけで、その点において不十分な判決だという意味では私ももちろん批判的な立場、スタンスをとっている訳ですが、ただ宗教行為であるということだけで、それがもたらした他者に対する危害が免責されるということはないということ、これを明らかにした、ということは事実であります。そして、それが外形的な形で宗教行為をとらえるという考え方の出発点になったという点も事実であろうと思う訳です。ただ、このような考え方が全て支持されるかということについても私は必ずしも賛成しておりませんし、それは先程いいましたように、むしろ宗教にある意味では立ちいって判断しなきゃいけない場合もあるだろうと思っております。牧会権の事件なんかもそうですし、それから古都保存協力税の場合もそういう立場であれば違った結論が出てきたのではないかとこの風に思っております。私の方からのお答えは非常に簡単ですが、そういうことでご了解を願いたいと思います。ということで、中野先生にバトンをお渡ししたいと思います。

解答者 中野(創価大学) 私の報告は他の法律の専門の先生方と違ひまして、ややアバウトな報告だったような気がしております。だいたい宗教学というのは割とアバウトな学問なんですね、それでいろいろと質問もでていました。一番最初に池田昭先生が私の報告は全体として前半は記述的・客観的に考えるべきと行ってやっていくけれど、一番最後の部分が記述的から逸脱して責任の問題とか、実践的にどう考えるかというところ、にふみこんでいる、それは一貫していないんじゃないかと。確かに、それはその通りでございます。私はもちろん客観的、記述的、なおかつ宗教、特に新しい宗教運動に対しても、それからそれに反対する様々な運動に対しても共感的に

理解していく。その上で両者を総体としてみただで議論を重ねていくしかないだろう、という立場で、一応、一貫しているつもりです。その上で、自分達の問題としてこの問題を考えていってどうすればいいのか。学問自体は客観的にやる、続けるべきだと思いますけれども、じゃあその成果を生かして自分達自身の日本人の実存的な問題としてどう考えるのか、ということ、これを次の段階で議論していかないといけない、その議論に宗教学のような記述的学問がどう貢献できるのかということを試みたわけです。そこで、最後にどういいう議論を展開しなきゃいけないのか、どうすべきなのか、どういう責任があるべきなのかということを議論させてもらったということです。

記述的立場からカルトとはどう定義するんだという質問がございました。従来の宗教学とか宗教学では、宗教集団論として、チャーチ、セクト、デノミネーション、カルトという分類をしています。チャーチ型というのはある種の国教会に代表されるような一つの社会全体を覆う宗教集団のあり方、あくまでも権威は教会の中にあつて神の恩寵の賜物みたいな形でですね、教会自身が権威をもつ。信徒は生まれたらすぐ洗礼を受けるといふ強制加入みたいなスタイルをとるようなチャーチ。それに対して、そういったチャーチ型に対抗する形で、ウェーバーの言葉でいいますけど「ピリバーズ・チャーチ」といいますか、自分の信念信仰に基づいて教会を再組織していく。当然、教会の伝統的なあり方に対抗していくというのがセクトと従来いわれておりました。デノミネーションというのは、例えばアメリカみたいにチャーチ型もない、セクト型もない、どちらかといえばみんなセクトである、そういった社会情勢のなかで相互に自由競争しあう教会のあり方、どこかが独占的な地位を求めたり、それから排他的態度を極度に強調しすぎないでお互いに自由と平等の原則で競合しあっていく。そのような自由と平等の原則に基づいた宗教集団のあり方を従来はデノミネーションといった。それに対してカルトというのは、それらのスタイルにあてはまらない、ある面ではもつと多様な宗教的バックグラウンドをもっていたり、それから教会組織として

は、まだ未熟な、様々な多様な運動をカルトと、一応、記述的・客観的に区分しています。

ただカルト問題やセクト問題が八〇年以降、社会的な問題として脚光を浴びて以来、先程もいいましたが「カルト」というと即、反社会的、反倫理的だというようなラベリングが非常に強くなされて使われてしまいましたので、私は現在の宗教学や宗教社会学の立場からは「カルト」という概念は使わないほうがいい、もしくは「セクト」という概念も使わないほうがいいと考えています。ですから私は、学問的には「カルト」や「セクト」は存在しない、存在するのは新しい宗教運動であり、それは多様な形をとるという立場で見なければならぬと思っています。

それから、先程ちよつと報告の末尾にフランスの問題に言及しましたが、フランスで一種の反カルト法、反セクト法が成立したと申し上げましたが、何人かの先生方からご指摘がありまして、これは、まだ完全には成立しておりません。今年の六月二二日に、下院でピカルド法、ピカルドという議員が提出した法案が下院に提出されて下院は通過しました。その内容は一般的にいいますと、セクトとみなされる、もしくはセクト的な性格をもっている団体に対してある規制をする、運動を抑制するための諸条件を定める法案であります。その中には例えばその団体もしくは幹部が犯罪をおこして有罪となったセクトは、学校や病院から二〇〇M以内で布教活動をしたり施設を設けたりするのを禁止するとか、また要するにマインドコントロール罪みたいなものをつくってマインドコントロール的行為を罰するとか、従来の法に比べるといわゆるカルト、セクト論争のなかででてきた様々な問題を集中的に罰していくという非常に危険な法律だろうと私は思っています。そういったものが提案されて下院は通りました。

現在、この問題については、小泉会員や大石会員のほうが詳しいと思いますが、上院で審議中であります。ついでに先程、大石会員のほうからヨーロッパ審議会に関するヨーロッパ人権条約についてのお話がありましたので付け加えさせていただきますと、フランス人の中でこのフランス反セクト法を非常に危険な法律と考える四〇名ぐらいの団体や個人はヨーロッパ議会で「ペティション」(請願)を送り、この法律は非常に危険であり、ヨーロッパ人権条約に違反しているんじゃないかと提訴をしたということがあります。

私自身は、ヨーロッパの法律について不慣れでありますので、是非この問題について専門家の方に調査していただければと思っております。それからもう一つは、私が最後にやや規範的な立場にふみこんで考えなければならぬだろうと申し上げた問題です。それは信教の自由といえども絶対的で何をやってもいいんだ、少なくとも他者に直接危害を及ぼさない限りはともかくできるだけ認められるべきだというようなことでは許されない状況になってきているのではないだろうか、従って、どの程度、例えば日本では許されるのか、許されないのかを、アメリカからアメリカ、フランスならフランスでそれぞれ個別の社会の伝統的な価値や文化的社会的文脈のなかできちんと議論していく、そういうことが必要なんじゃないだろうか、ということは私の宗教学、社会学の立場からいえるかなと思います。あまりそれ以上は現在の私もいえない。むしろ、何がどこまで許容されるのか、されないのかに関して、こういう学会のシンポジウムで、できれば宗教集団の方や被害者の方とかにも来ていただいて、弁護士とか我々研究者とか実践家の間で何度も公開のシンポジウムを開いて、日本社会における宗教的自由とはそもそも何で、その限度は何かを法的規制以前に考えるべきなんじゃないかなと思います。

その場合に一つの前提になるのは、ヨーロッパやアメリカの場合は自分達はキリスト教国だという共通の伝統がある。イスラム社会でしたら、イスラムの共通の伝統的な価値がある。で、それを基にして議論がある面で進む。ある面で人権とか自由とか内心の自由とかいう問題も、そういう意味では、キリスト教的な信仰観の発展形態として出てきているという面もあるわけですね。そういうこともふまえながら、日本は日本で議論していかなきやいけ

ないだろう、その場合にじゃあ日本の伝統的な宗教的な価値観とか宗教的な世界観は何なのかということから考えていかなければいけない。最近「神の国」発言があったりしていますが、それから西川先生の報告でもどうも今度は国家が靖国をどうするかと動き出しているということが指摘されましたけれども、私は徳川時代から、神・儒・仏という少なくとも三つの、そして明治以降はキリスト教や様々な宗教がはいってきたある種の文化的な多元的社會に日本はすでになりつつある。江戸時代もなっていたしこれからも益々なってくる。むしろ戦時中および戦前の国家神道体制みたいなものが異常であって、それに対する痛烈な反省をもとにして、日本の宗教的伝統というのは多元性あるいは多元的な社会なんだということをふまえた上での議論というのが大前提として必要だろうと考えます。その上で日本が戦後は民主主義を受け入れてきたが、その民主主義の価値、原理とは何なのか、それをどこまで自分達のものにしてきたか、今後いくのか、という議論を積み重ねながら、我々自身の宗教の自由についての概念を再確認していく。日本がもし民主主義社会として自立していくなら、どういう原則をきちんと自覚していかなくやらないか、共有していかなくやらないかという議論を、宗教の問題を含めてやっていくことが必要だろうと思います。その為には裁判とかそういうものだけに依存するんじゃなくて、また国会や政府に委ねるのではなくて、我々自身がもう少し市民・国民として自立した運動を展開していかなくやらないだろうと思います。

したがって、宗教に関する情報ももっとオープンにして議論していくような、宗教情報センター構想みたいなものが先般の宗教法人法改正の時にありましたけども、ああいったものも国がつくるのをまっけているんじゃないかと、我々民間の中でつくっていく。民間主導型の情報の収集と公開と議論をする場というものを各層の人たちの力を借りながらやっていくしかない。そういう市民社会としての自立性、自浄性というのをもっともっと高めていかないと、この問題に対する合意というのは形成されないんじゃないだろうか、という風に考えております。

今の回答は何人かの先生から日本についてはどう考えるんだというご質問ができましたので、それに対する答えであります。山口先生たちの出された宗教活動等についての判断基準は大変いいものではないかというご指摘がありましたけれども、私は議論の一つのたたき台としては大変結構なものだろう、ただ様々な形で批判も出ておりますのでそういった各層からの批判をもっと吸い上げながらより練度の高いものにしていく、そういう修正作業というものを今後とも続けていってほしいと思います。とりあえず、長くなりますのでこの辺で終わりにさせていただきます。

司会者 桐ヶ谷(創価大学) 池田先生、何かございますか。

発言者 池田(宗教学研究者) 私は、中野先生の発言に二つ問題点があると思います。宗教学だとか宗教学会について一つ申し上げたいのは、先生が規範科学の立場、つまり批判的な立場に立つのではなく、記述科学の宗教学の立場をとるのならそれは正しいと思うんですね。ところが、今いろいろとお話下さったのを聞くと、この両者の立場が曖昧となっているのではないかと思います。もともとここは宗教学の学会ですので、規範科学の立場を明確にして、ここから論じてほしいと思います。

解答者 中野(創価大学) 客観的に把えた上で、それを越えて考えていかなくてはならないのではないかと、う話を申したので。カルト問題は客観的研究などは成り立たないという問題意識と、宗教学者自身の価値コミットメントを反省していこうと言っているのです。

発言者 池田(宗教学研究者) つまり法学的な立場をも考える立場もある訳です。私もそのことを心に留めてまた大いに考えていきたいと思っています。そういう風にはつきり宗教学ないしは宗教学と法学の立場が違ふということを前提にして発表の論理の展開をお願いしたいということです。とくに法の規範を明示してゆくこ

とです。

あと一つはですね、カルトを宗教集団の類型として位置づける問題ですが、先程おっしゃられた範囲では一つの宗教集団ですね、類型化する場合に共通の枠組みで捉えてみなきゃいけないということですね。共通の枠組みの観点から教会というものはこういう特徴をもっている、セクトというものはこういう特徴をもっている、カルトもそうだと風位置付けていかないと考えます。先生の設定をみると、共通の座標軸というのか、そういうものがみられない。カルト、セクト、教会が共通でなく、ただ夫々の特徴を示しているに過ぎない。

解答者 中野(創価大学) 最初に区別すべき所は、私も区別して議論してきたつもりです。それから二番目のカルトの概念については、ちょっと時間もありませんので大雑把にいっただけで宗教社会学の中ではきちんとチャーチ・セクト・カルトと分かれていきますから、また機会がありましたらお話し上げたいと思っております。

司会者 桐ヶ谷(創価大学) どうも有難うございました。それでは西川先生宜しくお願いします。

解答者 西川(「政教分離の会」) 私に対してたくさん書いていらっしゃいますが、大久保さんという方ですね、要するに靖国問題の解決の仕方の一つになると思うんですけど、いや、ご質問の趣旨は例えば違憲訴訟がおこったということ、またこれからもおこる可能性が十分にある、と。それはその通りですよ。それからその時に、靖国神社をからめての違憲訴訟、そして判決を勝ちとったことも含めてですが、つまりそういうことをお書きになってるかと思えます。靖国神社の方でこうした違憲問題について、靖国神社からきちっと対応するというようなことがあつたら、今までのように裁判がおこるということはなくなるんじゃないかという趣旨のご質問だと思います。そういう意味では、そういう違憲訴訟、いろんな地方自治体でおこっているような時に靖国神社がからんでくるという訳ですよ。そのからんでる靖国神社が何も言わない、主張もしない、拒否もしない、そういうことをどうしたらいいのかという風なご質問だと思います。

大変興味深いご質問なんですが、私は靖国神社にはしばしば行くもんですから、こういう考え方があることについて発言することができると思っています。それから特に八五年以降の靖国神社の宮司をはじめとして職員の方々についてというのはこういう風にいつている訳ですね。

靖国神社の松平宮司の言葉です。「政治権力との癒着をしてはいけない、歴史の面からみても」ということです。そこまで言い切っているんですね。それから、職員も「公式参拝を八月一日にしよう」と仮に国のほうで決まっても、私はそんなことしてもらいたくない、それなら普通の日に大臣も個人の資格で来てほしい」と、ここまで言い切っているんですね。それからもう一つ、私が直接皆さんに読んでほしい本の一つですが「天皇の神社靖国」の中のインタビュー記事、これは八六年の時ですが結局、西川さんとお話させてもらった結論は、私もそう思う、と。つまり、宗教法人の道だけがこれからの希望である。だからこれからそう努力したいと、大変細かい声ではありましたが、そこまでおっしゃったんですね。そういうことがあつたのです。戦後史の一つの報告です。その前、ずっと前はそうではもちろんありません。だからそういう意味では揺れている内容というのは多様な揺れ方をしているんですけど、そういう一面もある、と。それで靖国神社法案が六九年に出されてから結局、初期の段階では非常に熱心に国に対する要望という形で、推進派と一緒にやっていたんですけど、様々な体験をしいられて結論的には靖国神社にとっては何のプラスにもならない、と。国家の管理というのは結局何のプラスにもならない。という風なことが、体験的に経験的にわかってきた背景から出ている言葉なんですよ。

それは当然のことでありまして、そういう意味では最初の時には発言はしなかったけれども宗教法人法との関係でいうと八五条の解釈規定というのがありますね、そういう意味で文部大臣とか東京都知事などが公式参拝とかい

ろんなことをやるのは問題なんだということを前提にして認証行為をしている訳ですから、靖国神社から、おっしゃる通り発言すればいいんだけど、じゃあできるだろうかというところ、私も今の靖国神社との関係でいうところまではとても難しいような現状だという風に、私は推測しますね。だから、実は今初めてここで皆さんに申し上げたんですが、一三一年の靖国神社の歴史をですね二〇分から三〇分の中で申し上げた訳でほとんどのことは言っていないですけども戦後やととにかく宗教法人法による認証行為を経て宗教活動を自由にできるといふことになつたその靖国神社であつて、歴史はとても浅いわけですよ、戦前、戦中はもうこんなことはまったくできなかったしそういうことですから、まあそういう意味でこれから靖国神社だけをただ固定的に捉えるんじゃないかと、やっぱり靖国神社がこれからどうしたらいいか、という風に案外知られていないという揺れ方を見据えて、お考えになつたらいいかと、これはもう一つしか道はないんじゃないかと、国家と宗教の政教分離にもとづいての靖国神社のあり方、それしかないんじゃないかと、風なことが言えると。したがって、違憲訴訟が頻発していたわけですがそういう時にその都度、靖国神社の方で黙っていないでそんな問題については我々はいろいろいわれても皆さんと同じじゃありませんよと、つまり推進している側に対してそう言い切ればそれはいいんでしょうが、そこまではなかなか難しいだろうかと、だから私が代弁することはしませんけども、要するに靖国神社というのは知られてないんですけども、政治というものを非常に嫌いな社会・世界なんです。そういうことで個人的に黙って個人の資格で参拝して下さつていいのにどうしてそういう風になさらないんですかと、この発言は広報担当者です、こういうこともあるんですね。だからまあそういうことも含めて今日はいつもの報告とはちよつと違つた面から自律宗教へ向かつてそれならそれで歩んでほしいという思いをもつていたものですから申し上げます。それでよろしいでしょうか。

それから二番目のご質問は池田先生ですがやはり靖国神社の宮司がですね、そう書いてある。その湯川貞宮司が本当にそういうことをおっしゃつたんならどこでということになるんでしょうか、それからどういふ意味でそういうことをおっしゃつたのかということも含めてのご質問のようですが、私に対してそういう風に直接おっしゃつたのかということ、それから何かどこかで形式的にか、公的なのかという湯川宮司の発言の問題です。これは私が直接お会いしてお聞きしたというのではなくてこれは産経新聞のインタビューに答えているということですからこれは誰でも希望すれば読むことができます。で、宮司の言つた言葉を私が引用した通り、靖国神社を国にもう一度おかせしたいということですね、それがご質問の一つでした。

それからその次は、これも私は一般論的な意味でお答えしたいと思いますが池田先生はこうお書きになつてます。靖国問題は国家権力が一宗教に関係するということである、したがって公明党が国家権力の一役を担い宗教問題即靖国問題などに関係することにもなると。したがって後者、つまり公明党のことですか、その靖国問題、宗教問題に関係するとなると、そういう問題について私の意見を聞きたいと、大変率直にお書きになつていますが私もまた率直にお答えしたいと思つております。その前提としては、こういうことを言わせてください。靖国問題というのはいは歴史あるいは思想あるいは原則に関わる問題である、と。これはどの政党でもですね、国家権力の立場、内閣であれ当然そういう風にまず理解をしてほしいという風に常に思つているし、そして我々も同じである。すぐれて歴史の問題であると、思想に関わる問題、原則の問題であると、これは佐藤功氏が力説されている考え方です。二番目はしたがって国会議員の責任は非常に重し、大きいと。これは憲法の九九条あるいはその他、人権条項のあらゆるところを通して国会議員の責任問題として問われていると考えると考へてもらわなければいけない。これは当然立憲主義にもとづく憲法政治の責任を担っているのは内閣であるし、特に、そういう意味でまず、大前提とし

てそういう風に考えて頂きたい。それに対して我々民間の側はどうか、市民はどうかというところはアメリカを含めてヨーロッパでもことわざになっっているわけですが、「不断の警告は自由の代償である」という有名な言葉がありますよね。だから私達のほうで内閣に対して国会に対して不断に警告しなくちゃいけないという責任が同じようにあると、こういう認識を前提としてその基本原則から逸脱した内閣であればどの政党に対しても、いいいますか公明党に対してもきちつといえる、これはもう当然のことである、という風に私は思っています。ところで今の与党は公明党だけではありません、自由党だけでもないですね、他の政党も与党側になっっている、だからどの政党に対しても我々の主権在民の立場で言うべきところはいいわなくちゃいけない、これは一般的に当然のことですが、むしろそういうことをいってないんじゃないかということなんです。それから二番目には連立内閣の問題というのはこれは政権政党ですからどの政党がどうということじゃなくて当然どの政党の方にも言うべきことはいくつか意味です。そしてこの発言、報告した発言はですね。「八・六発言」去年のですね、野中官房長官として政府の意思を代行した形でスポークスマンとしての立場で記者会見をやったんだと。その直前に実は今の森首相が同じことを言っていたんです。幹事長として。だけでも幹事長はある政党の幹事長にすぎないから内閣官房長官と比較してマスコミは一斉に内閣官房長官の側の考え方、要望だけをその日から連日のごとく報じるようになった。野中官房長官の発言というのは個人の発言じゃありません、という意味でマスコミは報道したということも内閣としては十分に考えなくちゃいけないという問題です。

まあ、公明党については、先程もちよつと池田先生に申し上げたんですが、個人的に多くの国会議員を存じ上げていますのでいろいろなことを報告してあります。そして、同じようにどの政党に対してもいろいろ善処してほし

でいいますとチェック機能というのをまず民衆がもちろんしないといけません。内閣の首相とかそういう非常に力を持っている人がやるような傾向があるときにはあるいはやった時にはまず誰がチェックをすべきかという内閣の閣僚なんですね、本来的に。ところが日本は法律をつくるのも官僚であるといわれるほど国会議員の現状というのも非常に、すさまじい現状なんです。だからそういうこともありますので、おっしゃっている意味は非常によくわかるんですが、これを具体的に我々がじゃあどうすべきかということになると野中官房長官の発言があつたあとどういう対応があつたかということ、またどうしようとしたかということ、ほとんどないんです。だから私は請願署名運動方式を提案し、『天皇の神社靖国』の「増補」を緊急出版をし、その本の増補の所で、問題点を指摘し、解決の仕方を請願法に基づく立場でやりませんかという具体的な提案をさせてもらっています。まあそういうわけでございましてどうぞご理解をくださいということでありまして、もう一度言っておきます、事柄の重要性から、憲法政治というのは九九条をまず大前提として内閣の方が銘記して下さい、心に刻んでほしいんです。それから憲法の前文には、全体の代表者として選ばれた責任があると、それから三章とくに二〇条の問題がある、四章の国会、立法機関の四一条問題があると、それから内閣は七三条に法律を履行する責任があるなどたくさんありますが、野中官房長官の責任は重いと、まあそういうことでありまして与党の皆さんにも私達は丁寧にもまたきちつと言わなければならないように本心に道を誤らないようにという風に思っておりますということをお願いして、これでよろしいでしょうか、以上です。

司会者 桐ヶ谷(創価大学) ありがとうございます。何か池田先生から西川先生に質問がございますでしょうか。よろしいですか。それでは時間の関係で先を急がさせていただきます。大神先生にはたくさん質問がまいております。

一つはいわゆる福岡地裁の統一教会の献金の問題に関連して、正体を隠した伝道の問題について、早稲田大学の棚村会員、それから非会員と書いてありますが正村哲也先生、そして弁護士野口会員等から出ております。その問題が一つと、もう一つは布教に際してのインフォームドコンセントについて正村さんから寄せられております。それから三番目の問題として棚村会員からですが、入口と出口では、入会（入教）の自由や離脱の自由が保障されているけど、中に入ってからからの収奪があってもよいということ、中に入ってからからの自由の問題はどうなのかということ、ような問題が提起されています。四番目が長谷川会員から裁判所のなすべきことについて裁判所はどういう観点から判断していくべきか。裁判所は宗教上の教義に立ち入らないとされているが、事実認定にあたって宗教上の教義に立ち入らないと名古屋地裁が判断したのはどういう理由からなのか、ということでしょうか、そういうような問題が提起されています。それから、私からの素朴な疑問として、布教する者の自由と布教される方の自由と差をつけるべきだというようなお考えをお持ちですが、そのような差をつけることはいかかなものかなという疑問を提示させていただいております。以上、五点ぐらい挙げられておりますが、お答えいただければと思います。

解答者 大神（弁護士）それぞれの一つをとっても、大変な問題を質問されていますので簡単に、述べていきたいと思えます。正体を隠した伝道の問題とインフォームドコンセントの問題というのは結局同じことになるんですよ。

結局ですなまず最初に確認しておかなければいけないのは正体を隠した伝道という言い方ですけども、これはなにも、うちのところはなにに宗でございませうという、その宗教とか宗教名とかつていうのを形式的に告げなかつたとか、嘘を言ったとかそういうことだけをいっているのではなくて宗教性の秘匿、つまり形式はもちろん含まれますけども実質的にも宗教でありますということを告げず、その宗教の伝道、布教目的であるということも隠し

れからその先の予定ですね、ある研修に参加しないかと、その研修の内容がどういことが行われるのか、それからその先がどうなっているのか、こういうことを隠すといった実質的な問題点を取り上げて主張しているところがあります。例えば、法の華三法行の判決や岡山高裁の判決も、やはり我々と同じように実質的な意味で宗教性の秘匿ということを問題にしているわけです。それでは今度は次の問題として、はじめから全てを告げなくてはいいのかとそういう段階、段階に応じての告げ方があるんじゃないのかと、これは確かにその通りです。インフォームドコンセントと全く同じようにですね、その段階に応じて例えば最初ただ親しくなる知り合う為だけに、それだけの目的で限定されて、そこでその場で布教活動を行うという場合でなければあえてはじめから布教目的なんだと、実はその奥には布教目的が隠されているんだという風な言い方までする必要は無いけれども、最低限聞かれて「うちは宗教ではございません」、「そんな目的は持っていません」と、問われてそれに対して真実を隠すと、これだけはやっぱり最初からいけない事だと、違法だという風に考えます。それではその後の事でですけど、まあいろんなレベルがあつて統一教会みたいに最初にビデオセンターという所があつて次いでツアーーズ、ライブトレーニング、実践トレーニングとそれら研修というもうきちつとした体系が、教化の体系が分かれているところでは、それぞれの段階に応じて告げなければいけないということがあります。そしてそれを我々は指摘することができると思いますが、各宗教にもそういう似たようなことはあるんじゃないかと思えます。しかしそれをおおざっぱにといいましか基本的なものの考え方としていうとすれば、やっぱり宗教というものは非常に人の人生観とか生き方を変えてしまふものであると、このことの重大性を念頭に置く必要性があると、そして各その要素所ですね、ある一週間の研修に入るのなら入る、その段階でそのコースに進んでいいものかどうかを判断できるだけの材料、適切な材料を与えるべきであると、材料を与えずにそのコースに進ませるといことは誤解を与えたまま先へ進ませ教化してい

くことになりそうですので、これは違法であるという風に考えています。インフォームドコンセントと基本的には同じものの考え方です。それから、正村さんという方から頂いてるその正体を隠した伝道というものと騙したり脅したりすること、それから消極的に隠すということと騙すということは違うんじゃないかという風な趣旨のことをいわれていますけれど、福岡地裁の法の華の判決ではその正体を隠すという消極的な行為ですね、知らないことにつけこんでといいますが、それを利用してですね、これを告げずに教化していくとこういうことは嘘を言って騙して、うちは宗教ではないという風にいつて教化していくことと同列に扱っておきます。積極的に騙すとか脅すとかいうことになれば、なおさら違法性が高まるという考えでいいのではないかと私は考えます。

次に、宗教と明示すると伝道が困難になるとだからこれを違法だというのは言い過ぎではないかという、そういう意見があると思われるけど、それに対してどう考えるかという質問です。私はこの際はつきり言ってですね、伝道は困難である、伝道することを正直に言って断られるとそうするとそれ以上布教すべきではないと、いうのが正しい立場だと思います。簡単にいいますと、桐ヶ谷さんからも質問を受けていますけれども内部的な布教する自由と布教される側の信教の自由との差があるという考え方について疑問が提示されていますけれどもこれはもう簡単に考えれば、ケースで考えればわかることだと思いますね。家の玄関のチャイムをキンコンと鳴らす、うちはこういう団体ですがこういう趣旨で今日は教義について聞いていただきたいと思うと、広めたいと思ってこういう趣旨でお伺いしたんだということを告げてですね、いやうちは宗教は嫌いですからと、まあなんらかの理由や理由なしで断られるとします。これ以上に踏み込むことが許されるのかという問題です。それ以上に踏み込むとすれば、違う理由をつけて玄関先に入るとか、まあいろいろんな方法、突き詰めれば脅すとか騙すとかということもあるかも知れませんが、またのチャンス例えばその教団がなにか社会的に立派な行為をしてマスコミに取り上げられ

たその機会に行くとかそういう別のチャンスを狙う、そういうことは大いに結構なことだと思います。しかし、断っているにもかかわらず更に別の手段を使って踏み込むことは許されるのかと、これが布教の自由と宗教を信じない、伝道に対してどの宗教を選ぶか伝道行為に依拠するか応じないか、この消極的な自由の対立の局面です。ここで譲るべき、制約されるべきこと、取返してはならないこと、すれば違法になるということとはもう誰の目にも明らかです。これらについて、真正面からそこを深く考えて異論を唱えるということは私は難しいんじゃないか、そういう風に思います。それにもかかわらず、多少は嘘を言ってもいいんじゃないかという風なことで、もし裁判所が消極的なそういう行為に対してですよ、正体を隠した伝道ということに対して消極的になっていくという現象が起こればどうなりましょうか、この正体を隠して伝道されては嫌だから「宗教ですか」と尋ねるといことが一般化してくる。尋ねられたら答えなくちゃいけない、嘘を言うといことが一般化してくる。嘘をいっても駄目な場合には脅したりそういうことをするということになっていきます宗教一般が閉塞していくんじゃないでしょうか。だから現状、宗教と告げれば断られることが多いと、布教は困難であるという現状こそ打破して宗教に対する信頼を取りつけないといけない、これが新たな宗教の展望を切り開く、豊かな精神生活を切り開く方向だと思えます。これを多少の嘘は許されるんじゃないかという方向でものを考えることはますます閉塞の方向、数少ない人しか伝道できない、しかし一旦取り込めば徹底して剥奪すると、こういう方向で進んでしまうんじゃないでしょうか、それがいわゆるカルト教団のあり方ではないかという風に考えます。入口と出口で入教と離脱の自由が保障されていけば中で収奪があってもよいという風なことを私言ったように受け取られたということですけど、これは私の言葉足らずといいますが、これははつきりいつて申し訳ありません、私の説明不足です。そういう趣旨で申し上げたんじゃないかと、いろんな社会的逸脱団体とそうでない団体のメルクマールとして、グルという一つの一人の教

祖、カリスマ的な教祖によって指導されているとか、その中で経済的な剥奪が行われているとかいうメルクマールもありすけれども、よりわかり易いメルクマールとして正体を隠した伝道、違法な伝道が行われているんじゃないかと、それから離脱の困難な状況というのが中であるんじゃないかとこういうメルクマールをより重要なものとして捉えたらどうかということであります。いろんな剥奪があっても離脱の自由が保障されていけば、そこで被害は止むわけですからより重要と考えますが、決して経済的な剥奪があってもよいという風なことを申し上げたのはありませんので誤解の無いようにお願い致します。それから、名古屋地裁とか、米国のカリフォルニア最高裁とか広島高裁とかで判決がどういう風なものいいかたをしているかということですが、いいですね。今日たまたまそれに沿う判例を持ってきてますので要点だけ数行だけずつ読んでみたいと思いますが、いいですかね。

モルコ・リール事件判決では問題点として本件訴訟で検討すべき点は教会の教え、統一教会のことですけども、または宗教的回心の正当性ではない、検討すべき点は疑うことを知らない外部者を高度に構築された環境の中に引き入れる目的で正体の不実表示をしたり正体を隠す教会の活動である。活動それ自体は信仰ではない、それは社会を保護するための規制の下におかれる行為である、と言っています。それで比較考量なんかを行って結論としては我々は、我々はこの場合は裁判所がということですが、教会がモルコとリールに不実表示や正体を隠して勧誘し彼らが知らないまま強制的説得に服従させる環境に引き込んだことを理由にモルコとリールが教会に対して伝統的な詐欺訴訟を提起することを合衆国憲法も州憲法も禁止していないという結論に達したと、こういう風に明快に答えております。それから岡山高裁の判決は、どのような場合に宗教選択の自由を奪うという風に判断しているのかということですけどもこれの要点を読むと「宗教団体が非信者を勧誘強化する布教行為、信者を各種宗教活動に従

事させたり、信者から献金を勧誘する行為はそれが社会通念上正当な目的に基づき、方法、結果が相当である限り正当な宗教的活動の範囲内にあるものと認められる。しかしながら宗教団体の行う行為が専ら利益獲得の不当な目的である場合あるいは宗教団体であることをことさらに隠して勧誘をし、いたずらに害悪を告知して相手方の不安を煽り困惑させるなどして相手方の自由意志を制約し宗教選択の自由を奪い相手方の財産に比して不相当な高額な財貨を献金させるなど、その目的、方法、結果が社会的に相当な範囲を逸脱している場合にはもはや正当な行為とはいえない」という風に判断をしております。目的を隠して、宗教団体であるという正体を隠して勧誘することを一つの宗教選択の自由を奪う重要なメルクマールという風に考えているということであります。それから、名古屋地裁のほうと岡山地裁の判決はほとんど同じなんですけれども地裁レベルでのこの二つの判決が元信者に敗訴させたのですが、その原因となっている根本的理由は信教の自由、布教される側の自由と布教する側の信教の自由を同列において相互に立ち入らないという部分です。原審の判断はこういつています。「宗教団体における宗教上の教義、信仰に関する事項については憲法上、国の干渉からの自由が保障されているのであるからこれらの事項については裁判所はその事項に介入すべきではなく、一切の審判権を有しない」、こういう立場にたつて、同列に対等なものであるから一切立ち入ることができないんだと、こういう風にいつております。私が考えるのは、先程述べたとおり布教の自由は内在的制約に服するんだというものの考え方であります。それからあと一つ、池田さんという人からですけども、福岡地裁の目的、手段、結果は宗教者の考えるものか、第三者の考えるものかという質問を受けています。これは質問の趣旨がもしこういう目的、手段、結果を総合的に考えて違法性を判断するという手法です、やり方の問題であるとすればこれは裁判所が考えたものです。実質上これに相当する主張は我々もしていますけれどもこういう構成によって違法性を判断するというやり方、これは裁判所が考えた判断の手法です。この目

的かどうかである、手段がこれこれ悪質である、結果もこれこれで大変な立ち直ることができないような被害を与えているという内容については我々も主張していました。整理の仕方、手法これについては裁判所の考えたことです。これはどういうところに一体ヒントがあるんだろうかということと考えてみたんですけどなかなかわからないんですけど、そういう目的と効果によってその政教分離の違法性を判断するという意味がありました。裁判所はその辺にその一つのヒントを得たのかなという風にも思います。もれがあったかも知れませんが大変多数に及ぶんでこの程度で一応の回答とさせて頂きたいと思えます。

司会者 桐ヶ谷(創価大学)有難うございました。この問題に関連して質問した方で自分の質問のこういう部分はまだ回答してもらってないとか、あるいはこういう部分どうなんだろうとお考えの方はいらっしゃいますか。池田先生、どうぞ。

質問者 池田(宗教学会研究者)池田でございます。一つはですね、最後におっしゃられたことなんです、宗教者が主観的にですね、金儲けをしようとする目的を抱いてその手段として何か説教をしたとか、布教活動したとか、そういう風なものである場合と宗教者がそんなこと全然考えないで説教や布教をする場合もあるんです、こうした宗教行為は。マックス・ウェーバーがですね、お釈迦様のケースに即しそのような行為である、と述べているものです。あるいはまた、ヒンドゥー教のあるケースの場合にもいわゆる無律法主義があります。自分では絶対だと思つてその結果について顧慮することのないラディカルズムの人などがそれに相当する、わかり易く言えば、主観的には全然そういう風にこれで儲けてやろうとか、目的、手段とかそういうことを考えないでやる場合もあるんですね。で、そういう場合とそうじゃなくて裁判官がそれを今言ったような目的、手段とかそういう目的連関の

脈略で捉えて判決を下したのかどうかということをお聞きしている訳です。いま一つに、先程からずっと云われているように騙して、消極的に隠すことは日本の宗教文化といえますか政治文化といえますかね、こういう文化の宗教というのが政治に従属して、政治にコントロールされ、そのためにそれに抵抗しようというそういう風土についていうのは、私の考えでは無いという風に見えるんですね。そういう場合にはですね、自分はプロテスタントのこういう派であると、あるいはまた自分はオウム真理教であると、これは前から聞いておるんですが「イエスの箱舟」がですね、マスコミにたたかれて警察もかなり追求していったそういう段階が終わって自分達がどこかに住みかを探めようとしていたんですね、で、「イエスの箱舟」と言ったらあんただめよっていわれたっていうんですよ。で、そういうことがオウム真理教にもあるんですね。で、そのことについて私は法律の専門じゃないからわかりませんが、情状酌量っていうものがある範囲で日本の宗教文化の場合には認められてもいいんじゃないかなという風に考えているんですけど、いかがですか。

解答者 大神(弁護士)ご質問の趣旨わかりました。あのですね最初のその目的、お金を稼ぐ目的とかこういうものがあれば直ちに違法という趣旨ではないんですよね。統一教会の献金事件でも、法の華でも同じですけども、専ら金員の獲得のみを目的としたという風な言い方をしています。それで、例えばその認定の仕方ですけども、「法の華」の福岡地裁の判決では、正体を隠すこと、宗教性を秘匿することからこの目的というものも推認しています。宗教性を秘匿することにより被勧誘者の無知、誤解に乗じ金員等を利得することがあったことを推認することができます。宗教性を隠すと、隠して勧誘するということはつまり目的に不正な目的がある、お金を取りたいんだ、とこういう目的があるということをお認めすることができます、こういう珍しい推認の仕方をしていきます。だから別にその金員を取得すること、立派なお寺を建てようとかですね、そういうことと宗教心に基づく献金

のお願いというのが併存していても少しも私は構わないことだと思えますけども、専ら金員を取得すること、霊視商法などでそうだったんではないかと思えますけども、こういうことははっきりとやっぱり否定的な違法要素になるという風に考えます。それからもう一つは、日本の歴史ですね、歴史的にいつて自分の宗教的な立場を明らかにすることはやっぱり若干抵抗があるし、それに対してあまり厳しく言わなくてもいいじゃないかと、こういう趣旨ですけどもそれは私に言わせれば、その場面に違いがあると。その一方は布教活動をしている、その布教しようとする者と布教されようとする者のその局面を想定することが大事であると。先生が心配されているのは、国からお巡りさんからお前の宗教は何だ、とこう聞かれる、こういうつまり信教告白の自由の局面を想定されているんじゃないかと思えますので、私の考える布教の場面についてはやはり厳しくても、私の従来の考えは変えようとは思いません。

司会者 桐ヶ谷(創価大学)長谷川先生、お願いします。

質問者 長谷川(弁護士)長谷川ですが、私が質問させて頂きました趣旨はですね、裁判所は事実を認定して、その事実を法規範に照らして法的判断をする、そういう役目を担っておると思うんです。で、法規範でなくて宗教的規範に照らして宗教的判断をするということはこれは当然できないことでありまして、いたまんだら事件なんかはいたまんだらの真偽は宗教的判断だということと宗教的判断が裁判のきすうをせいする場合には裁判所は判断しませんよとこういうことだったろうと思うんです。今、不法行為が問題になっているところで宗教の教義をどこまで裁判所が認定できるかということは宗教的判断ではないから限界がないのではないかと、事実認定の段階で宗教の教義とかあるいは宗教行為だとかいうことを認定することは裁判所が極めてよくなしうることであるし、なさなけ

あるならばそれは裁判所の権限を放棄したものでないだろうか、にもかかわらず、こういう議論をしなければいけないのは何故なのか、かつて最高裁の判事になられた大野正雄先生がこの宗教学法学会で真光文明教団の裁判をやられたときの経験でお話になりました。その宗教団体のいうことが非常に不合理だと、事実認定の結果得られた宗教団体の論理が不合理だと、で、不合理なことを前提として裁判所が、法的判断することは、非常に裁判所に自信がなくなってしまうというか、一体その法的判断がいいのか悪いのかわけがわからなくなってしまうので、そういうことはやりたくないという風に裁判所は思っているのではないかと、ということをおっしゃったことがあります。そういうレベルの問題なのか、あるいはそもそも裁判所の権限の及ばない問題として議論されているのかどうか、その辺を教えてくださいました。

解答者 大神(弁護士)おっしゃることよくわかります。二つの地裁レベルの青春を返せ訴訟ですね、これは当事者の主張、つまり主張のレベルとしてはですね、原告は統一教会の教義についてこういう教義なんだと主張している、統一教会はこまでは認めている、それから先は認めないという主張のレベルでは非常によく教義について整理をされています。しかし、それを基に事実認定をするとか、違法か否かの判断をしようというレベルではですね、せっかく立派に主張を整理したのを全く活かしていないわけですね。これは、過剰に裁判所が信教の自由によって立ち入ってはならない憲法で禁じられている部分があるからということと非常にこの必要以上に身を引きすぎたといえますかね、もう一切近寄らないんだとタブー視してしまったと、こういう弊害がもたらわれたいではないかという風に考えています。私は対等に、両方の信教の自由を対等に考えるとというレベルでももう少しマシな判断ができたのではないだろうかという風に考えております。引きすぎたということですね。

質問者 桐ヶ谷(創価大学) よろしいでしょうか。あの司会者ではなくて、会員の桐ヶ谷として質問したいと思います。先程申し上げた布教の自由と布教される側の自由との差を、質的な差を認めるべきではないのかというのが私の問題提起なんですけども。確かに布教の自由というのは、外部に、内心の宗教的信仰が外部に現れる行為ですから、この外部に現れる表現行為として様々な制約を受ける。公序良俗に反するか、公共の利害に反するか、あるいは違法になるとかいうような場合に制限を受けるとか、そういう側面は当然あるとは思いますが、だからといって布教の自由というものが人権としてのレベルにおいて布教されるほうの自由と質的な差があるような問題の立て方というのは信教の自由というものを考える上においていかがなものかなという気がするわけです。かつてソ連の憲法などにおいても信仰する自由はあっても宗教的宣伝の自由がなかった時代もあるし、また一時期は反宗教的宣伝の自由は保障されても宗教的宣伝の自由は保障されていないと、本来の信教の自由という観点から見ると、きわめて偏った保障の仕方をしており、それが宗教弾圧などにもつながったものと思います。今は、ロシアにおいても宗教的宣伝の自由というのも認められているようでもありますけども、そういう信仰する自由と宗教的な宣伝の自由というのはいずれ車の両輪のように大変大事なものであるかと思えますし、むしろそういう宗教的な宣伝、布教活動の自由というもので、いろいろなことが認められたのではないですか。そういう活発な宗教論争をやっていくなかで宗教というものは活性化されていくのではないかと考えて、そういう意味において宗教的宣伝の自由というのは、大変大事な自由ではないかというように考えているのですが。

解答者 大神(弁護士) 一言だけ釈明させて頂きますと、あの確かに桐ヶ谷先生の言われるように布教の自由そのものと布教される側の信教の自由そのもの、これを個別に考えてみた場合にそこに軽重の差があるなどという言葉の方は私は、あのもしそういう風に聞かれたとするとそれは私の言葉足らずというが、私の間違いかも知れませんが、

ん。そこまで注意してものを言うべきだったと思いますけども、私は決してそういうことを言っているわけじゃなくて両者が対立する局面、衝突する局面、つまり両者の動的な側面においてですね、衝突は必ず生じるわけですから、布教を一方はしたい、一方はされたくないということになるとそこで衝突が生じるわけだから、そこでどちらが制約を受ける、制約を受けるといいますか譲らなければいけない、ここまではやってもいいけどもこれ以上やっではいけないというラインは必ずあるはずだと、そこで布教を受ける側のほうが何か譲らなければいけないようなものがあるかというふうなことを考えました場合に受ける側は対外的に積極的な行為をしているわけではなく、働きかけをしているわけではないからこれは内心の自由で止まるもんだと、やはりそこでは布教する側が一步譲らないといけない、自制しなければいけない、そういう限界があるんじゃないかという意味で違いがあるんだと申し上げたのです。

発言者 桐ヶ谷(創価大学) ですから内心の信仰が外部に表現される時にいろいろな制約を受けるとい一般論としては私もよく理解できるところであります。ただ、自由の質に差があるような考えは間違いだということですね。

発言者 棚村(早稲田大学) 一言だけ付け足しをすると、その訪問販売とか通信販売とか街頭でのキャッチセールスとかに訪問販売等の規制がかかりますよね。あれはなぜかかっていうと、いきなり訪問販売の目的で来られて、しかも組織的にいろんな手立てを使って物やサービスを売りに訪れます。そうすると、これに対して力関係の差とか情報の差とかがあるので、そういう意味では働きかける主体が布教伝道の組織形態をとって、不意をついたり、十分な情報を提供しなかったり、また、不安や困惑をおおる方法をとってきた場合には当然受ける側の自己決定に対しては大きな格差がありますから、受けるかどうかの自己決定の質を問題にしているのではないかと。そういう趣旨という風に理解できませんか。

発言者 桐ヶ谷(創価大学) あの、その問題もよくわかるんですが、どうもこの宗教というものと商品取引と同じように考える発想それ自体が、宗教をやっている人間にとつては非常になじまないのですよ。

発言者 棚村(早稲田大学) 大神先生が言うのは、宗教と商品取引を同視するとか、全別物というような極端な手法をとるものではないと思います。組織的、戦略的勧誘に対し、対等な自己決定の領域では勧誘される側の信教の自由を尊重させる。もちろん自己責任となります。

発言者 桐ヶ谷(創価大学) 商品取引の問題と布教活動の問題とは分けて考えなければいけないのではないかという気がするんですよ。

発言者 棚村(早稲田大学) 対等性が崩れている領域で自己決定を確保していくにはそういうようなバランス論がでてくるんじゃないかという趣旨です。

発言者 桐ヶ谷(創価大学) 一つの参考的なバランス論は出てくるかもしれませんが、やはり憲法で保障されている内心の自由とか信教の自由という精神活動の自由の領域にかかわるものと、取引の自由という経済的活動の領域にかかわるものは、制限の度合いが随分違うと思います。

発言者 棚村(早稲田大学) だから全く同じとっているわけではないでしょう。

発言者 桐ヶ谷(創価大学) わかりました。憲法的にも両者の制限の基準は異なるとされていますからね。

発言者 棚村(早稲田大学) 宗教行為ということとどんな布教方法も許されるわけではない。インフォームドコンセントは宗教でも重要です。

司会者 桐ヶ谷(創価大学) すみませんどうも。ちよつと司会者の職分を離れまして、余計なことをいってしまいました。平野先生にバトンを渡したいと思います。

司会者 平野(龍谷大学) それでは、大神先生に対する質問は一応打ち切らせていただきまして、最後にもし時間がありましたらお出し願いたいと思います。大石先生に質問が来ておりますので、大石先生、宜しくお願いたいと思います。

解答者 大石(京都大学) 畠山さんとおっしゃる方、それから小泉さんから質問が出ておりますが、畠山さんのほうは桐ヶ谷先生に対しても出ているようであります。どういうことかといいますと、その宗教的という言葉をまあ何度也使ったんですが、そういう言葉で表現されることの意味合い、その法律上、宗教ということの定義が不明確なことだからだろうと思われませんが、その宗教ということを各分野の学問の立場から定義するとすれば、どのようになるかという質問でございます。まあ、法律をやっている人間が法とは何かと問われるような気持ちでありまして、なかなか難しいんですが、各分野といつても私は大して勉強しておりませんから限定的なことだけをお話しますが、宗教学とか宗教学社会学の立場からみた場合、あるいはその政治学のほうから見た場合、あるいは法律、とくに憲法のほうから見た場合、まあそれぞれ視点が変わりますので統一的なものの方が見方というのができるかどうか、あるいは定義というのができるかどうか、私は必ずしも必要ないと思いますし、できる筋合いのものではないんじゃないかという気持ちを持っています。

そこで私が特に専門にしている憲法の場合、あるいは今ここでお話ししたヨーロッパ憲法の場合には大体どういうことを考えているのかということだけお話ししたいと思いますが、ある意味では、宗教学社会学の分野でいえば非常に古典的な考え方というのがヨーロッパではごくごく一般的なんです、むしろ。すなわち、要するに神と人の関係でして、そこにですから、教会という組織も背景にありますし、教義体系も当然にあるという意味でのその備えた全体像ですね、その中で宗教を捉えるというのがごくごく一般的に思います。で、もちろんこれをずっ

と広げてですね、究極的関心事とかいうような議論をすることもありますが、少なくとも憲法で議論する時にはそういうところまでは及ばないで、今言ったように一定の教義体系あるいはその教会組織というものを背景にした上で神と人との関係——もちろんその中味はユダヤ、キリスト教的な伝統がありますからそれによって裏打ちされている訳です——そういうものとして考えてられている。そういうものとして考えるなら、絶対者という言葉を使ってもいいかと思えます。ですから、フランス革命の時にいわば無神論的な動きが随分でましたけれど、その時ですら至高存在、至高存者という言葉を使っておりますから、そういうキリスト教的な伝統を基に古典的な考え方をしているのではないかという風に考えられます。

それから、その宗教的という言い方をすることの含みなのですが、そこには様々なものがあり得るということが前提で、すなわち本来の、信ずるか信じないかという信仰の自由があります。それからいわば良心の自由、それから宗教活動あるいは布教、宣伝あるいはその宗教団体というように、その様々な位相といえますか、内容が考えられるものですから、その宗教活動をカバーするという意味で、我々はよく宗教的自由ということがあります。特にその場合に狭い意味での信教の自由、つまり信ずるか信じないかということではなくて、いわば先程も述べましたように国家・教会関係というものを背景に、あるいは視野に収めながら、そのそこでのいわば宗教的活動の中味を同時に考えるものですから、こういう曖昧な言い方になってしまいました。そこで、その宗教的条項、まあ宗教条項と言ってしまうましたが、そこに示されますように、本来のその宗教の自由と同時に、思想・良心の自由とか、あるいはその教育の自由とか、それから宗教を理由としての差別とかいうもろもろの領域をカバーするために、宗教的という言葉をよく使うことがあります。非常に即物的な答えで申し訳ないんですが、その程度で我慢していただきたいと思えます。

さて、もう一つ小泉さんのほうから人権条約九条——参考資料でございますが——に関連するものがあります。この宗教的自由の中に宗教を変更する権利が明記されているというのが注目されている。で、この権利は、宗教宣伝の自由をも前提とするのか、また、この棚村先生の報告とも関連するんですが、親子関係において議定書の第二条に出てくる教育の問題ですけれども、親の宗教教育の権利というのと、その子供の宗教変更の自由というものが衝突することがありうるのではないか、というご質問でございます。その前事のほう、すなわちその宗教を変更する自由ということの中に宗教宣伝の自由、布教を含むその宣伝の自由が含まれると、それを前提とするのではないかと、というご質問ですが、それは必ずしもそう考える必要はなくて、九条一項をご覧になってもわかりますが、信ずるといふ内心の自由の問題とそれから変更する自由というのはこれは相当絶対的なものだと考えられます。しかし、それを外部に表すといういわば宗教宣伝の自由ということになりますと、先程から議論になっていきますように、何らかの形で制約があることを免れないということですから、やっぱりそれは別問題だという風に考えるのが宜しいんじゃないでしょうか。それから、親子の関係の場合ですが、親の宗教教育の権利あるいは自由というものと子供の宗教の変更の自由というものの衝突の問題ですが、これは確かにその通りでありまして、理論的には十分その両者が対立することがありうるというのは否めないと思えます。特に子供の権利条約等に示されたような考え方をかなり全面に出しますと、相当なフリクションがおこる可能性はあると思えます。ただ、私が問題にしましたこの分野でいいますと、要するにヨーロッパの人権条約の場合でいいますと、その変更する自由というのはそれなりの意味を持って意図的に意識的に自分が選択をするわけですから、そういう意味でのある種の自由な決定権といえますか、自律的な決定権というものが前提になっているはずなんです。そうしますと、いろんなところで問題になった子供の問題が数件ありましたが、いずれも一歳か一二歳、つまり小学校の程度でございまして、その意味では独

立したものと親の権利と対抗する形ではでてこないのです。ですから、むしろ、子供の信仰の自由及び親の宗教教育の自由というのがワンセットになって国の組織と対抗しているという場面のほうが、むしろ一般的です。ただ理論的には、おっしゃるように、とくに子供ということを強調した場合にそれがおこることは否定できないと思います。私の情報収集が足りないのかもしれませんが、しかし、私のみたところでは少なくともそういう問題は出てきていないように思います。よろしいでしょうか。

司会者 平野（龍谷大学） ご質問された方、よろしいでしょうか。

質問者 小泉（甲南大学） 実はフランスでは憲法上、宗教の自由はあまり明確ではなく、宗教宣伝の自由には全く触れられていませんので、学説では人権条約九条の「改宗の自由」のところから宗教宣伝の自由をいうものがありましたが、ちょっと尋ねさせてもらっただけです。どうも有難うございました。

司会者 平野（龍谷大学） 山口さん、ご質問をどうぞ。

質問者 山口（弁護士） 大石先生に質問です。一つは五番目の判例なんですが、九六年の二月一八日のこの判例は他の判旨に比べると何故学校におけるギリシャ聖教ミサによる行列信仰行進への参加を拒否した生徒が不利益処分を受けたことを違法でないとしたのか、この点についてのもうちょっと詳しいご説明を頂ければと思います。それから二番目にですね、ヨーロッパ各国の宗教事情を考えますと、例えばイスラム教徒がスカーフをつけて学校に行くこと自体が大論争になる国とそんなもの当然だという国とあるし、例えばローマ法皇の親衛隊オビズデイの幼児教育、信者の子供を幼児期から育てることについても当然だというスペインあたりの論調とそれ自体が子供に対する人権侵害だというフランスあたりとで、意見がかけ離れていると思うんです。ヨーロッパの人権裁判所では、それだけ違つた事情のなかでどう裁くのか。実情がわかればどういような運用がされるのか。それとこの関

係で三番目に先程中野先生もおっしゃっていましたが、フランスのセクト禁止法のような、各国の議会であつたことについてまで、フランスの国会で仮に決まったような場合でもそういう問題にもヨーロッパ人権裁判所の判断、もちろんこの規約に違反するという判決はあり得るのかも知れませんが、そのどころへんまでのキャパシティ、裁量の範囲が人権裁判所にあるのかですね、そのへんもお聞かせ頂ければと思います。

解答者 大石（京都大学） はい、あとの二点は非常に厄介な問題なんですが、最初の公立学校の問題ですね、ギリシャのバルサミス事件だと思いますが、この前の段階では、実は教育の問題でありますから、議定書の第二条に出てくる教育を受ける権利、あるいは親の信念に従って教育を受けさせるという権利というのが当初の議論なんです、それについてはここでは省略しましたけれど、一九七六年はデンマークの事件でこれは性教育のことだという風にお話をしましたが、更に重要なものとしては一九八二年に、イギリス政府を相手どつたキャンベル事件というのがありまして、その二条関係では、学校自体の規律、校内の規律の問題と親の考え方に沿つた教育を受けさせる権利というものが、一応の整理がされています。つまり、スコットランドのある公立学校では、校内の規律方法として、一定の体罰を行うことが認められるという考え方に当時あつた。それに対して、そのキャンベルという親のほうが、そういうことは一切、我々の考え方には入らない、哲学的な信念に反するので、出席停止の処分をすることはけしからんといつて争つたんです。そこで、哲学的な信念とか何とかな問題が、実は一応、裁判所のほうで考え方が整理されておりまして、要するに、先程いいましたようにギリシャの問題に戻りますが、単なる信念とか見解あるいは思想というのは、この議定書二条で考えるような親の権利を行使する根拠としての宗教的信念あるいは哲学的信念には当たらない。より深い一貫したものの方、人生観というか、ある種の非常にコアな部分をもつたものでないといけないという前提なんです。その上で、学校行事に参加するというのは、要するに参加

するかどうかというのを親のほうで決めるといのは、学校教育とかその場で求められる一応の校内の規律がありますけれども、それと対等にあるいはそれを破るほどのものではない、と。この場合ですと、ギリシャ、自分はエホバなんですけれど、イタリアがギリシャを攻めたことを忘れないための一応行事としてみんなでやっていることだ、と判断したわけです。もちろん、異論がありうるでしょうけれども、少なくとも人権裁判所はそういう風に判断した、ということであります。

質問者 山口(弁護士) 日本の最高裁のエホバの証人の格闘技拒否の事件判決とちよつと立場が違うと思つて考えてもいいわけですか？

解答者 大石(京都大学) そうですね、ちよつと

質問者 山口(弁護士) シチュエーションが

解答者 大石(京都大学) そうですね、シチュエーションが違うと思えますね。おっしゃるように、ギリシャというのはほぼ国教制度みたいなものなんです。憲法上、ギリシャ正教はギリシャ国民の大多数の宗教である、と明文化しててくらいですから。ですから、明らかに違いがあると思うんですよ。もちろん、私の感覚からすると、日本の感覚からすると、エホバのその人を勝たせてもいいんじゃないかという感覚を持ちますけれども、その場合に議定書二条でいう親の宗教的・哲学的信念を持ち出した場合に、人権裁判所のような判断も十分にありうるだろうということは考えられる。

二番目の質問についてですが、その人権裁判所の立場なんです、おっしゃる通り、冒頭にも説明しましたように様々な形のレインジがあつて、人権保護条約にしろ国際人権規約にしろ、信教の自由及び宗教の自由、宣伝の自由ということはおつたつておりますけれども、国家・教会関係について特定の類型ということは、どこでも要求して

ないわけですね、国際レベルでは。ですから、そういう様々な形態がありうるということを当然の前提としながら、宗教活動に対する判断を行うということでありまして、その教会・国家関係の問題というのは、やっぱり国内の問題だという大前提にたちますと、その上でもなお、いわば古典的な国教制度をとつた人としてもなお、譲れない一線というのはどこかということ、人権裁判所は判断するということはまず間違いない。九条一項二項で明文化されたような形に沿つた形での判断を行うであろうということは、疑いはないと思えますね。ですから、ある意味では、私の報告しました内容というものは、日本で考えるとおよそ考えられないような事案として、周りがありにもしつこく勧誘すると、処罰されるということは、それはいろいろ先程から議論がありますけれども、日本では今までは少なくとも考えられない、しかし、そういうようなことは現にあつて、国会議員になる時に特定の宗教宣誓をするということも九〇年代までありました。サンマリノ共和国という人口がわずか三万人ぐらいなんですけれども、そういうことが現にあるところですから、その場合でもいわばミニマムを保障するということは、それなりの一貫性をもって保ちうる、ミニマムですから保ちうるんだと思えますね。

第三点のフランスのセクト法の問題なんです、やがてもしそれが成立し、具体的なその適用の場面をみれば、おそらくストラスブールに当然最終的にはもちこまれると思えますね。大前提として国内的な救済措置を全部尽くしたことが前提になりました、その後にはしか人権裁判所にはいけないんですけれども、紹介があつたようないろいろな団体が声明を出しているということになりますと、やがては人権裁判所の事案としてあがつてくるであろうという風に思います。ただ、これは他人事でもいえますが、それを条約違反という形でやるかどうかはかなりの微妙な問題でして、これは山口先生もご存知の通り、ドイツ・フランス等ではかなり、いわゆるセクトについてのいろんな調査が行われており、様々な形でそれに伴つていわゆるセクト現象から生じたと明らかに思われる問題に

ついでに対応をとっております。それを救済するという意味がある限りは、もちろんそこに乱用の危険があるというところは重々、みんな承知しているんですが、そういう活動に対して何らかの措置をとるという意味では、人権条約で判断する場合、特に議論となるその本来の正当の目的の為であるかどうかというところでは、まずパスするであろうと思います。問題は、それに必要なもの、民主的社会において必要な制限とみられるかどうかと、その行き過ぎた手段じゃないかというところでは、相当な議論があり得るだろうと考えています。

司会者 平野(龍谷大学) 他に質問のある方いらっしゃるかでしょうか。

質問者 紀藤(弁護士) 入信の強要の刑事判決というのは非常に興味深い判決だという風に思いますので、できればまた資料等、頂きたいという風に思っています。私は、日本の事案で入信強要で刑事判決が出た事例を承知していません。ですから、もしあれば教えて頂きたいと思います。ただ入信強要で逮捕された事例は何例かあります。「顕正会」という宗教団体ですね、過去に二例ほど、逮捕例があります。新聞報道等もされている事案です。それから法の華三法行ですね、昨年、強制捜査が入る直前に、栃木県警だったと思いますが、やはり入信強要で逮捕例があります。この三例はいずれも不起訴になっています。起訴猶予処分になっているんですけれども、日本でも逮捕例はあるんですけれども要するにそれが起訴されないということになると、どのあたりが、まあ、宗教事情でいふ違うんでしょうけど、どのあたりで根本的に異なるのかということをお教え頂きたいなという風に思っています。宜しくお願いします。

解答者 大石(京都大学) なかなか難しい問題だと思えます。私自身、今お話ししてはじめてのことが多かったんですが、ギリシャの法律を例にとつていいましたけど、要するに、単なる入信の勧誘行為ではないんですね、

この法律を例にとつていいましたけど、要するに、単なる入信の勧誘行為ではないんですね、

事情のもとで、かなり強引なやり方のように思います。数人である人を説得するとか囲んでやったり、この場合、本人は正真正銘、聖歌隊の隊員ですから、そういう人を含め、かなり強引にかなり長時間ねばってやるということになる、そこは先程から出ている宗教を広める自由とそれをうるさく思う自由との兼ね合いにもなっています。おそらく、さつきちよつと事情を申しましたけども、ギリシャの場合にはやっぱり民主社会としての歴史が浅いということと、事実上、国教制がとられているということ、違うものに対する反感が強く、ある意味では、多元的な価値観がしっかりと根付いているかどうかの問題が多分あるんだと思うんです。ですから、強引な、入信の勧誘っていうのが、具体的にどの場合にどうなっているのかというのは、必ずしもよくわからないので、具体的な事情のもとで判断するしかないのじゃないかなと考えています。

司会者 平野(龍谷大学) 他に質問はいかがでしょうか。それでは、次のほうにうつらせていただきます。棚村先生には三通質問書が来ておりますが、先生の方でまとめて整理してお答え願いたいと思います。

解答者 棚村(早稲田大学) 一つは小泉先生のほうから、親の監護教育権と子供の信仰の自由が衝突する場面がある。そこで子供の発達に応じて親の監護教育権が制約をされる。そうだとすると、何歳ぐらいから家族の介入もなく、つまり自分自身で信仰の自由、自己決定ができるか、徳島地裁の昭和五八年の判決をだしたのは一九歳でしたが、これについてはどう評価するか、というのが第一点です。それについては、児童の権利条約との関係、それから諸外国との関係についても簡単に少しご説明します。親の宗教教育権と子供の自己決定権の問題ですけれども年齢できちんと区切るところと、それからそれぞれの年齢や判断能力に応じて尊重されるというタイプと二通りあるかと思えます。だいたい、医療とかいろんな分野を含めておおざっぱにいうと、ドイツなんかは宗教教育については一四歳という目安があるようですね。それからイギリスとかアメリカだと大体一四歳〜一六歳で、イギリスな

んかだと医療の決定権については一九六九年の家族法改正法の八条に一六歳とすることをうたっていたりしています。日本なんかも遺言ができるとかあるいは家事審判の五十四条で一五歳以上の子については必ず本人に意見をきかなければならないとかありまして、だいたい、一四歳、一五歳、一六歳あたりがかなめになってくるのではないのでしょうか。じゃあ、それ以外は全く考慮しないでいいかというと、人身保護請求なんかでも、人身保護規則の五条だっただけですが、被拘束者が自由に表示した意思に反して人身保護命令を下すことはできないとされています。その年齢もだいたい一〇歳から一五歳ぐらいのあたりがボーダーラインということですね。まあ年齢でいうとそうなんです。実際には執行不能になっているのは三歳の子供でも大騒ぎして暴れて逃げ回ったりして執行不能というのがありますから。だから、モノとちがうので年齢だけで必ずしも区切れません。おおよそ、その年齢でいうとしたら一五歳、一六歳あたりのところで切るのが多いのかなあと感じます。ただ、こういう人たちが自由に表明した意思についてののは、これらの人身保護請求事件をみるとおわかりになると思うんですが、最高裁の昭和六一年の判例なんかをみると、判断能力が十分じゃない頃からずっと、監護者にいろいろといわれて、他方に対して、相手方に対して非常に嫌悪感を植え付けられたような特段の事情がある場合にはつまり、自由意思の形成プロセスでいろいろ問題があったようなケースについては必ずしも年齢でもって一一歳になったとか一五歳になったということだけで判断をしないという立場があります。この徳島地裁は完全に一九歳ですから本当だったら本人自身の自己決定というのは尊重されてしかるべきケースだったんでしようけれども、これは問題の多い宗教団体、統一教会からの請求であったということで、自力救済ということともちよつと関連するんですけども、親の監護教育の問題として子供と親とで徹底して話し合わせたほうがいいだろうということを説示して人身保護請求が棄却されています。そういう意味では、今ここで問題になったような一九歳の女性が自らの意思で表明した意思についてはこういう

う判決が出るかどうかということについてはなかなか難しいなという感じはします。それが第一点目です。年齢でこう区切るというのはちよつと難しいんですけども、強いていうとしたら、いちおう、そのあたりがめどになるだろう、ということですね。それから第二に、父母が両方でカルト信者、子供に宗教に基づく生活を強制している。こういう判断能力がない子供に強制している場合に、どうやって子供の福祉のために対処できるかということなんです。この問題についても、やはり、両親が親権を持っている、子供の養育権とかあるいは宗教についてもかなり決定できるわけです。ただ、これに介入できるとしたら、実際の事件も若干でているんですけども、親権の濫用にあたるような虐待とか放置とかそういうようなケースでは、祖父母ですとかそういう人たちが親の親権の喪失を求める審判前の保全処分として親権者としての職務執行の停止と代行者の選任みたいなことをやったようなことがあるんです。ただ、現行法ではなかなか難しい面もあります。ただ、児童の権利条約の十二条の二項では子供自身の独自の代理人をつけるというようなこともいってありますから、そういうような制度ができてくると、虐待とか放置とかそういう親権濫用にあたるようなもの以外でも、実質、当事者としての子供の状況を救済するための何らかの制度ができるかと思えます。今のところ、父母が対立していれば父母の一方が親権の変更とか監護処分を求めて引き渡しを求めるという方法があるんですが、両親ともにカルト教団に入っちゃってるといふ時に、祖父母あたりや、親族の誰かがこの監護処分を申し立てたケースはあるものの、なかなか認められていないという状況だと思います。子供自身の利益を誰が守りたい誰が本人の意思を代行する存在として介入するのかということも関わっています。それから、野口先生のほうから出ている質問もあります。両親の宗教が別の場合に子供に排他的な教義を持つ宗教を教え込むというようなことについては避けろというような発言をしたけれども、等距離におけるといふのは現実的、実質的な害悪が子供に及ぶかどうかの考慮は行われぬのか、教え込むというのはどういふことをいうの

か、という内容です。アメリカでは子供に混乱や弊害が生じるというような一般的抽象的危険性だけでは、制限の合理的根拠がないとされていますが、このあたりで、アメリカの判例も参考になります。細かいことは省きますけど、ケンダール事件とかマサチューセッツ州の一九七七年のケースとかです。このケースでは、四歳と六歳と九歳の子供で、父母がやはり母親がユダヤ教、父親のほうはファンダメタリストでキリスト教なんですけど、非常に極端な立場をとっていました。そういう意味では、一番問題になるのは生活の中で、例えばユダヤ教で子供がもみあげをこうやってしていると、剃れとかいうことが起こるわけです。それから、要するに子供がロイヤルティコンフリクトをおこして、そのために、面接の時にもできるだけその対立するような場面にさらさないようにするとか細かい条項を入れていました。双方が合意して。その意味では、親の争いや対立が子供に持ち込まれているという状況を、やはり回避するという趣旨で等距離に置くということなのです。それ以外に、お父さんの宗教はこういうものでね、あるいはお母さんの考えているのはこうだ、とまでいうわけじゃなくて、ユダヤ教でも具体的には礼拝とかそういうものに参加したりとか服装とか生活についてもかなり細かい戒律がありますから。そういう場面で子供がその狭間に立つて苦しい思いをするかどうかなんです。私が言っているのは、現実には例えば、虐待とか暴行とかハームが生じている場合とそれからそれが切迫している場合と、それは対象になるわけです。ところが、将来こういうことが起こればこうなるかもしれないという抽象的、一般的な危険性だけでやっちゃいけない、という話をしました。あくまでも等距離におくというのは子供自身を独自の存在としてみているから、ということなんです。親は何とでもできると、それから親の争いに子供が巻き込まれないようにという意味で子供の側に立っていつているわけでは決してなんていうか、先生と対立するわけでもないし、アメリカの判例とも異なったことをいつているわけではあります。それから第三点ですけども、これはデプログラミングとか脱会援助とか強制改宗とかまた、保護説得とい

うことなんですけどこれは正村先生と野口先生とちよつと共通するので、一緒に答えさせてもらいます。「創」という雑誌に「知られざる強制改宗をめぐる攻防」という記事が連載されたようです。僕も見ました。何か随分、カウンセラーとかいう人たちが監禁の仕方とかいろいろなことを教えて教唆しているようだということです。これでも家族が主体として一応、計画していれば許されるのかということなんですけど、これも、一つはいろいろな聞いてみると、事実と異なつて、特定の団体の資料や情報に基づいて書いているところもあるようです。だからそのあたり、真偽のほどはわかりませんが、一つはアメリカでもデプログラミングからエグジツトカウンセリングとかコンサルテーションとか最近やっぱ随分動きがあり、最初は非常に強引なやり方でもって脱会させるといいうなことが行われていたようです。ところが最近そういうことがほとんど反省されて、やはり本人の自己決定権というものを重視しながら家族の対応や信頼を回復していくという穏やかなやり方になっていくことは間違いありません。ただ、私がいつているのは、まったく第三者が監禁するとか、閉じ込めるということと、家族がやる場合には家族関係の信頼とかコミュニケーションとかコミュニケーションとかの関係回復するための一つのあり方ですから、その第三者のと家族間、つまり家族間不法行為と、第三者間である面では程度とかやり方とか同じような場合もありますけども、当事者の間に特殊な関係がある以上、それが考慮されるということは、当然ではないかと思えます。ただ、家族であつても許されない範囲とある程度は許される範囲の限界を法的にはどういう風にひくかという問題でしかないと思えます。それで、野口先生の話のなかでもやはり自力救済は許されるという時には、家族の場合だったらちよつと違うということに触れますけれども、アメリカだったら許されますかという問題です。自力救済とか緊急行為とか正当防衛とか、狭義と広義といろいろあるんですが、はるかにアメリカのほうが、自力救済そのものが許される範囲は広いです。つまり、さつきいったみたいに日本のほうが自力救済を気にして法的な手続きとか国家機関に

よる関与を強く求めています。ただ宗教の問題についていうと少なくとも家族とそれから本人との関わりなのかでは、例えば臓器移植法をみればわかるでしょう。つまり臓器移植は本人が同意してれば、あるいは自由な意思で提供の意思を示していればあとは問題ないはずなのに、日本の場合には遺族の意思にも反しないという条項が入っているんです。何故なのか。自分の臓器を提供するのに、自分以外のなぜ家族の同意まで要求されるのかということ、それから不貞行為の慰謝料の請求についても、本人同士が離婚するのは構わないんだけど、第三者に対しても慰謝料を請求できるといのは日本、最高裁の昭和五十四年の三月三十日の判決があるからですね、これはなぜかということを見ると、日本とアメリカとでやっぱり個人を中心と考えているところと個人を取り巻く家族の関与とかね、そういうことまで含めて考える社会との違いというものはすごくあると思うんですね。だからそういう意味では、こういう脱会とかですね、保護説得について、さっきいったようにパラレルには考えられない、入れる時に違法な勧誘を行ったり、正体を隠したり、長時間にわたってやるやり方もおかしいし、それからひきずりだす時も、同じく違法行為は違法でおかしいと思う。ただ、無理強いするそれが許されるかどうかという問題を考える時に、家族も集団として自立的に自分たちの家族を守るとい利益とか、そういうものがあると思っています。宗教団体は宗教団体で守る。したがってそういうときに家族にもそういうような形でもって自分たちで関わっているその子供、子供の回復のために何かをやる場合に、その第三者とは違って少し許される範囲が広がりはないかかっていうだけです。家族だって暴力だとか監禁だと、そんなことが無制限に許されるとか、やっていいなんていう話ではありません。だから、そのあたりのところは、どううづめていくかという問題で、決して、僕は違法な行為を家族だから許されるとか、家族の問題には法律は入らなくてもいいからやりたい放題ということは考えてません。ちよつと長くなりましたが。

司会者 平野(龍谷大学) 予定した時間に迫ってきているんですが、どなたかフロアーからご質問があれば、一人ぐらい、限定させていただきたいんですが受け付けます。はい、では野口先生。

質問者 野口(弁護士) 弁護士の野口と申します。そうしますと、確認なんですけれども、棚村先生今の、小さいお子さんに親が宗教を教えるということも、それは全面的に実際、許されないという意味ではないということですね。例えば、家族の誰かが死んでいまだうなっている状態なのっていう風にそれぞれ父親とか母親とかに聞いてそれぞれが思っている信仰に基づく答えを子供に伝えてあげたりとか、そういうことは許されますよね、そういうこと。あとですね、年齢の問題が先程でたんですけど、子供に対して宗教教育をすると、で、昭和五十八年に徳島地裁のこれ人身保護請求ですので子供の福祉にとつてはたして今あるその拘束、いわゆる拘束状態がですね、子供の福祉にとつてその拘束の違反が顕著かどうかという、そういう観点からみた場合の年齢の問題です。どの年齢になったら宗教教育を行えるかというところへんがですね、年齢で定まるものなのか、と。そしてまた、子供にある程度宗教の情報を教えるということと、実際にその子供が正式に信者になるにはどのぐらいの判断能力があるとか、そのことでも違うと思いますので。まあ先ほどもましたイギリスの一四歳というのが、どういう趣旨でその年齢がでているのかということもあわせてお聞きしたいと思います。

解答者 棚村(早稲田大学) イギリスの一六歳というのはですね、輸血拒否のケースで先生もご存知だと思いますが、控訴院の一連の判決でギリックそれからRe EとかあるいはRe S事件とかで、大体自分自身のおかれた状況を斟酌して自分でもって医療について同意、決定を行える年齢っていうのが一六というように引かれているわけです。じゃあその一五歳、一四歳だったら全く駄目かということではやはり争われたわけです。エホバの証人の輸血拒否の問題、かなり判例が蓄積されています。で、そんなところで年齢だけ確かに割切れる問題ではありません。

本人のおかれた状況、ただ基本的には自分で精神まで決めるような重大なことを年齢が低い段階、一六歳未満の子供達に無条件でさせられるかというよりはイギリスの判例をみてもその判例をみてもやつぱりなかなか難しいです。だから年齢だけでたしかに先生がおっしゃるように区切ることとはできないだろうと思います。

司会者 平野（龍谷大学） それではあの大変長時間になりましたけども、これで宗教学学会の創立二〇周年記念シンポジウムを閉じさせていただきます。報告者の方々、有難うございました。ご参集いただきました皆様、どうも有難うございました。来年の春は一般の報告ですが、またご参集のほう直しくお願ひしたいと思います。どうも有難うございました。